

耕作放棄地再生利用総合対策実施要領の一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行
耕作放棄地再生利用総合対策実施要領	耕作放棄地再生利用総合対策実施要領
制定 平成21年 4月 1日 農第30193-1号 平成23年 4月 1日 農第30065-1号 <u>平成24年 4月 2日 農第30065-1号</u>	制定 平成21年 4月 1日 農第30193-1号 平成23年 4月 1日 農第30065-1号
第1～第8 [略]	第1～第8 [略]
附則 [略]	附則 [略]
附則 [略]	附則 [略]
附則 <u>この要領は、平成24年4月1日から施行する。</u>	
様式第1～6号 [略]	様式第1～6号 [略]
別記 耕作放棄地再生利用総合対策実施基準 [略]	別記 耕作放棄地再生利用総合対策実施基準 [略]
表1 支援費を交付しない場合 [略]	表1 支援費を交付しない場合 [略]
耕作放棄地再生利用総合対策の運用について	耕作放棄地再生利用総合対策の運用について
1 対象となる農地 各市町村・農業委員会が実施した耕作放棄地全体調査により、耕作放棄地として、農地集計表に整理された農地で、さらに解消分類集計表で解消分類A及びBに区分されたもの。 なお、解消分類Cは、その内容が保全管理であることから、再生後の農業上の利用までを想定していないため、本事業の対象にはなじまない。 但し、解消計画の見直しに基づく本事業への取組についてはこの限りでない。	1 対象となる農地 <u>平成21年度に</u> 各市町村・農業委員会が実施した耕作放棄地全体調査により、耕作放棄地として、農地集計表に整理された農地で、さらに解消分類集計表で解消分類A及びBに区分されたもの。 なお、解消分類Cは、その内容が保全管理であることから、再生後の農業上の利用までを想定していないため、本事業の対象にはなじまない。 但し、解消計画の見直しに基づく本事業への取組についてはこの限りでない。
2～8 [略]	2～8 [略]